

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年10月21日(2010.10.21)

【公表番号】特表2010-504840(P2010-504840A)

【公表日】平成22年2月18日(2010.2.18)

【年通号数】公開・登録公報2010-007

【出願番号】特願2009-530588(P2009-530588)

【国際特許分類】

A 6 1 C 7/14 (2006.01)

A 6 1 C 7/28 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 7/00 B

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月2日(2010.9.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

歯科矯正物品であって、

アーチワイヤスロットを有し、約5.0マイクロメートル以下の平均結晶粒径を有するセラミック材料を組成的に含むブラケットと、

銀と、銅と、ろう付け合金の全重量に基づいて少なくとも約1.5重量%のチタンとを含むろう付け合金によってアーチワイヤスロット内に固定された金属ライナーと、を含む、歯科矯正物品。